

# 令和8年度 熊本市宿泊税制度周知業務委託

## 仕様書

### 1 業務名

令和8年度 熊本市宿泊税制度周知業務委託

### 2 目的

本市では、観光都市としての魅力向上、訪れる人に優しい滞在環境の構築及び、戦略的な誘客促進、その他の観光振興に積極的、かつ、継続的に取り組むための安定的な財源確保のために令和8年7月から宿泊税を導入することとしている。

宿泊税は、宿泊施設の経営者に宿泊客から税を徴収していただき、本市に申告納入していくことから、その円滑な導入にあたっては、宿泊客及び市民に対し、効果的な制度の周知を図るため、本業務を委託するもの。

### 3 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号及び本市が指定する場所

### 4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 5 業務内容

#### (1)広報物の印刷・納品

円滑に宿泊税を納付いただくことを目的として、以下の広報物を印刷・納品すること。

なお、委託者から提供する版下データを用いて印刷すること。

##### ア 宿泊施設等に掲示するポスター

規格仕様：B2タテ カラー 片面 コート紙、135KG

制作部数：1,000 枚

#### イ宿泊施設等に設置するチラシ

規格仕様：A4 タテ カラー 片面 コート紙、90KG

作成部数：8,000 枚

#### ウ宿泊施設等で宿泊客に配布するリーフレット

規格仕様：A4 巻き三つ折り カラー 両面 コート紙、110KG

制作部数：7,000 枚

#### エ宿泊施設等に設置する三角ポップ

規格仕様：差込型 カラー 片面 コート紙PP加工

制作部数：2,050 枚

※組立前の状態で納品すること

### (2)宿泊税制度の周知広報

本市の宿泊税制度の概要や使途を、国内外からの宿泊客へ広く周知するとともに、市民へも周知し、宿泊税への理解を促進することを目的として、以下に掲げる業務を行うこと。

なお、周知広報の開始は令和8年4月からとし、掲示場所の使用料金、撤去費等の諸経費は、委託料に含むものとする。委託者から提供する広報用素材を用いて広報を行うこと。

(1)で印刷した広報物を使用することを妨げない。

#### アアプリログ・ターゲティング広告

規格仕様：旅行関連アプリ利用履歴者へのバナー広告出稿

実施期間：令和8年4月～6月の期間における16日間

実施規模：想定24万回表示

#### イSNS広告

規格仕様：Instagramへのバナー広告出稿

実施期間：令和8年4月～6月の期間における16日間

実施規模：想定25万回表示

#### ウ空港内広告

規格仕様：阿蘇くまもと空港観光情報発信スペースのサイネージ放映およびチラシ設置

実施期間：令和8年4月～6月の期間における1か月間、及び

令和8年7月～令和9年3月の期間における5か月間(合計6か月間)

実施規模：サイネージ約21,600回放映 チラシ1,200部設置

## エ バス車内広告

規格仕様：空港リムジンバスのシートポケットへのリーフレット設置

実施期間：令和8年4月～6月の期間における1か月間

実施規模：560部設置

## オ 駅内広告

規格仕様：JR熊本駅新幹線改札口前60インチ4面マルチへの動画広告出稿

実施期間：令和8年4月～6月の期間における2か月間、及び

令和8年7月～令和9年3月の期間における6か月間(合計8か月間)

実施規模：約120,000回放映

## カ 道の駅での広報

規格仕様：県内の道の駅5か所(阿蘇、あそ望の郷くぎの、宇土マリーナ、上天草さんぱーる、すいかの里植木)へのポスター掲出およびチラシ設置

実施期間：令和8年6月～7月(2か月間)

実施規模：ポスター1～2枚掲出／駅 チラシ100部設置／駅

## キ 熊本城(桜の馬場城彩苑)での広報

規格仕様：桜の馬場城彩苑へのポスター掲出およびチラシ設置

実施期間：令和8年6月～7月(2か月間)

実施規模：ポスター2枚掲出 チラシ100部設置

## ク フリーペーパー広告

規格仕様：フリーペーパー「すぱいす」へのディスプレイ広告出稿

実施期間：令和8年7月3日号(予定)

実施規模：半5段カラーディスプレイ広告 1回

## ケ 電車内広告

規格仕様：熊本市電車両内へのポスター掲出

実施期間：令和8年5月～12月の期間における4か月間

実施規模：1両あたり2枚 計64枚掲出

## コ 動画内広告

規格仕様：YouTubeへの制度紹介動画出稿

実施期間：令和8年6月～7月の期間における9日間

実施規模：想定4万回表示

#### サ ジオ・ターゲティング広告

規格仕様：阿蘇くまもと空港および熊本駅近辺に来訪した方へのバナー広告出稿

実施期間：令和8年4月～6月の期間における16日間

実施規模：想定22万回表示

### (3)留意点

① アからエは納品期間内に、納品場所へ一括納品すること。納品期間と納品場所は次のとおりとする。なお、ポスターは折り曲げない形で納品すること。

納品期間：令和8年5月1日～5月31日

納品場所：熊本市財政局税務部税制課

② 本市から提供する広報用素材は次のとおりとする。

- ・ 90秒～120秒程度尺の制度紹介動画素材 1種
- ・ 広報媒体に応じた平面素材 各種
- ・ 15秒尺の動画広告素材 1種

③ 各広報媒体の具体的な実施期間(開始日及び終了日)については、広告枠の確保状況等を踏まえ、委託者と受託者が協議の上で決定するものとする。

## 6 特記事項

- 
- (1) 印刷費、広告料など、本業務に係る一切の経費は、全て委託料に含むものとする。
  - (2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
  - (3) 受託者は、本仕様書に記載の各業務の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした業務実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。また、スケジュールに沿って、遅延なく業務を進めること。
  - (4) 受託者は、業務完了後速やかに報告書を作成し、委託者に提出すること。
  - (5) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議の上、決定する。
  - (6) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。

## 7 再委託

---

本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

※委託者との協議により、委託者が本業務の一部について委託することを承諾した場合はこの限りではない。なお、再委託先の行為については、受託者が全ての責任を負うものとする。

## 8 著作権

---

受託者は、成果物に関する著作権を委託者に譲渡し、著作者人格権を行使せず、成果物の利用が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証すること。

## 9 個人情報

---

受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

## 10 その他

---

この仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議のうえで、対処方法を定めることとする。